

## 公募型プロポーザル実施の公示

2026年6月10日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の名称

令和8年度 DMO総合支援事業(広域連携観光促進事業)

奈良県と三重県をつなぐ広域観光ルート造成・販促事業(以下、「本事業」という)

#### (2) 事業の目的

関西観光本部(以下、「当本部」という)では、大阪・京都に集中するインバウンド旅客を関西の広域観光に誘うため、関西2府8県において8つの広域観光ルート「THE EXCITING KANSAI」の造成を行ってきた。

本事業では地域連携DMOや各実施主体が造成した魅力あるコンテンツ等を、広域連携DMOである当本部が府県市域を超えて繋ぎ、これまで取り組んできた「THE EXCITING KANSAI」の8ルートとの接続や、「万博プラス関西観光推進事業」、テーマツーリズム等で造成したコンテンツとの組み合わせも想定できるような観光ルートを造成し、更なる広域周遊及び長期滞在を促す。

今年度は、奈良県・三重県と連携の上、鉄道のネットワークを軸とした広域周遊ルートの造成・販売を通じて、訪日外国人旅行者の地方分散と関西広域における滞在期間の長期化を図るため、

・京都・大阪に集中するインバウンド需要を「奈良の滞在拠点化」により地方部へ分散する。

・「KANSAI」ブランドの下、伊勢志摩を高付加価値リゾートとして再定義する。

・近畿日本鉄道と連携し、行政枠にとられない広域周遊モデルを構築する。

を踏まえ、「広域分散型滞在モデルの確立」を目的に持続的で安定的な地域観光需要の創出を目指す。

#### (3) 事業の概要

①滞在コンテンツ造成事業

②受入環境整備事業

③旅行商品流通環境整備事業

※ 詳細は添付の仕様書に記載

#### (4) 委託金額の上限

15,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

### 2. 参加資格要件

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

### 3. 参加手続等

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 担当 上山(かみやま)・本城

メールアドレス: [koiki-sinsei@kansai.or.jp](mailto:koiki-sinsei@kansai.or.jp)

#### (2) 応募期間及び応募方法

ア 応募期間: 2026年6月10日(水)から2026年6月24日(水)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/募集要領.pdf>

仕様書 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/仕様書.pdf>

評価要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/評価要領.pdf>

評価基準 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/評価基準.pdf>

様式 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/様式1~5.docx>

※応募申込書は上記期間内の到着分を有効とする。

#### (3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2026年6月24日(水) 17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本(社名あり)・副本(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本(社名あり)1部・副本(社名なし)5部を提出のこと。

#### (4) 質疑の受付期間

2026年6月18日(木)17:00まで

※メールでのみ受付(件名に「奈良県と三重県をつなぐ広域観光ルート造成・販促事業に関する質問」と付記)

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

#### (5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

#### (6) 企画提案の審査

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

### 4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から 1 年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以 上